

# 令和6年度分 市民税・県民税の申告の手引き

## 申告書を提出しなければならない人

令和6年1月1日現在、氷見市内に住所がある人は原則として、市・県民税の申告が必要です。

※令和5年中に所得のなかった人も、市営住宅や児童手当、保育園などの手続きのため所得証明書などが必要な人や国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の算定に必要な人(軽減を受けるためなど)は、申告書裏面の「備考欄」に理由を記入のうえ提出してください。

- ・事業所得(営業、農業など)、不動産所得、雑所得など、金額の多寡にかかわらず所得があった人
- ・給与所得・退職所得及び公的年金等に係る雑所得以外に20万円以下の所得がある場合にも市・県民税の申告が必要です。
- ・医療費控除や社会保険料・生命保険料控除などの各種控除を受ける人
- ・令和6年1月1日現在において、氷見市内に住所を有しない人で、氷見市内に事務所または事業所を有する人

## 申告書を提出しなくてもよい人

- ・税務署に令和5年分の確定申告書を提出した人
- ・所得がなく、税法上、氷見市内に在住する家族の扶養になっている人
- ・給与所得・公的年金に係る所得のみで、給与・公的年金の支払先などから氷見市へ支払報告書が提出されている人



## 所得の種類 (令和5年1月～令和5年12月の所得)

- ア① 営業等所得 ... 販売業、製造業、修理業、飲食店業、料理店業、建設業、サービス業などから生ずる所得のほか、医師、弁護士、外交員、集金人など自由職業による事業から生ずる所得です。  
※収支内訳書が必要です。
- イ② 農業所得 ... 農産物の生産、果樹などの栽培、養豚、養鶏などの事業から生ずる所得です。  
※収支内訳書が必要です。
- ウ③ 不動産所得 ... 地代、家賃、アパート、貸室などの不動産及び不動産の上に存する権利などによる所得です。  
※収支内訳書が必要です。
- エ④ 利子所得 ... 所得税の源泉徴収対象とならない日本国外の預金の利子などの所得です。
- オ⑤ 配当所得 ... 株式の配当、出資の配当、投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます。)の分配金などの所得です。
- カ⑥ 給与所得 ... 俸給、給料、賃金、歳費及び賞与などの所得のことです。所得は昨年中に収入することの確定した金額(源泉徴収された所得税を差し引く前の金額)で勤務先より受領した源泉徴収票に記載されている給与所得控除後の金額となります。  
※計算方法は裏面をご参照ください。
- キ⑦ 雑所得 ... 厚生年金、国民年金、恩給など(以下「公的年金等」といいます。)の所得の金額は、前年中の公的年金等の収入金額の合計額から公的年金等控除額を控除した残額です。  
※計算方法は裏面をご参照ください。
- ク⑧ 雑所得 ... 原稿料、講演料又はネットオークション等を利用した個人取引若しくは食料品の配達などの副収入による所得です。
- ケ⑨ 雑所得 ... 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金など、他の所得にあってはまらない所得です。
- コサ⑩ 譲渡所得 ... 機械、書画・骨とう品、ゴルフ会員権などの資産の譲渡による所得のことです。昨年中に収入することの確定した金額から、譲渡した資産の取得費、譲渡費用を差し引いて計算します。但し、土地建物等は分離課税になります。
- シ⑪ 一時所得 ... 賞金、懸賞金、馬券等の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得のことです。
- ※合計所得金額 ... ①から⑪までの合計額 + 退職所得金額 + 山林所得金額 + 分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額(特別控除前)の合計額(利子所得、配当所得、退職所得などで源泉分離課税の適用を受けているものを除きます。)

## 税率

	市民税	県民税
一律10%	6%	4%

※ 分離課税の税率については、税務課住民税担当までお問合せください。

## 税額控除金額

配当割控除額	特定口座で住民税を特別徴収された金額を申告すると、税額より控除されます。
株式等譲渡所得割控除額	

寄附金税額控除を受けられる場合は、申告書裏面の「15 寄附金に関する事項」にご記入ください。

※ 給与所得・雑所得(公的年金)の計算、雑損控除・医療費控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者特別控除の計算方法は裏面をご参照ください。

※ 地方税法等の改正により内容が変わる場合がありますのでご了承ください。

※ ご不明な点や詳細については、氷見市税務課住民税担当(TEL74-8043)までお問合せください。

## 所得控除金額 (令和5年1月～令和5年12月に支払ったもの)

種類	内 容	控除額	
⑬ 社会保険料控除	国民健康保険税、国民(厚生)年金保険料、年金基金掛金、雇用保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、各種共済組合掛金など	支払保険料の合計	
⑭ 小規模企業共済等掛金控除	小規模企業共済法に規定する共済契約(旧第2種共済契約を除きます。)に基づく掛金、確定拠出年金法の個人型年金の加入者掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金	支払保険料の合計	
⑮ 生命保険料控除	生命保険契約や生命共済契約等に基づいて支払った保険料や掛金	※計算方法は裏面をご参照ください。	
⑯ 地震保険料控除	損害保険契約や火災共済契約に基づいて支払った地震等損害部分の保険料や掛金	※計算方法は裏面をご参照ください。	
⑰ 寡婦控除	ひとり親に該当しない寡婦の人で、合計所得金額が500万円以下の人	26万円	
⑱ ひとり親控除	婚姻をしていないこと又は配偶者の生死が明らかでない人で、次のすべての要件を満たすこと。 ①事実上婚姻関係にあると認められる人がいないこと ②生計を一にする子がいること(総所得金額48万円以下で、かつ他の同一生計配偶者や扶養親族になっていない子に限る) ③合計所得金額が500万円以下であること	30万円	
⑲ 勤労学生控除	規定の学校の生徒等の条件を満たし、且つ不労所得が10万円以下で、合計所得が75万円以下の人(不労所得=利子所得・配当所得・不動産譲渡所得・一時所得等)	26万円	
⑳ 障害者控除	①心神喪失の常況にある人 ②精神薄弱者(療育手帳交付者)・・・Aは特別障害者 ③身体障害者手帳交付者・・・1・2級は特別障害者 ④戦傷病者手帳交付者 ⑤精神または身体に障害のある65歳以上で、市町村長等の認定を受けている人など	障害者 26万円 特別障害者 30万円 同居特別障害者 53万円	
㉑ 配偶者控除	合計所得金額が1,000万円以下の人で、生計を一にする配偶者(内縁関係の人は該当しません)の合計所得金額が48万円以下の人(老人配偶者=昭和29年1月1日以前に生まれた人)	※控除額は裏面をご参照ください。	
㉒ 配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の人で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の人	※控除額は裏面をご参照ください。	
㉓ 扶養控除	一般	生計を一にする配偶者以外の親族等で合計所得金額が48万円以下で平成20年1月1日以前に生まれた人	33万円
	特定扶養	扶養親族のうち合計所得金額が48万円以下で平成13年1月2日から平成17年1月1日までの間に生まれた人	45万円
	老人	扶養親族のうち合計所得金額が48万円以下で昭和29年1月1日以前に生まれた人	別居38万円 同居45万円
㉔ 基礎控除	合計所得金額が2,400万円以下の人(2,400万円を超えると減額し、2,500万円を超えると適用されなくなります。)	43万円	
㉕ 雑損控除	災害や盗難・横領にあった場合の損害金額	※計算方法は裏面をご参照ください。	
㉖ 医療費控除	治療、療養のために支払った診療費、治療費、医薬品の購入費(⑦医療費控除と⑧セルフメディケーション税制控除の選択制) ⑦本人や生計を一にする配偶者、その他の親族のために支払った医療費で、本人の総所得金額の5%(10万円を超える場合は10万円)を超える金額(限度額200万円) ⑧本人や生計を一にする配偶者、その他の親族にかかる特定一般用医薬品等の購入費で1万2千円を超える金額(限度額8万8千円) ※⑧については、当該年中に健康の保持増進や疾病の予防のために、予防接種や定期健康診断などの一定の取り組みを行った人が対象	※計算方法は裏面をご参照ください。	

※16歳未満の扶養親族(控除対象外)・・・平成20年1月2日以後に生まれた人を記入してください。

※同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)・・・合計所得金額が1,000万円を超える人で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、チェックしてください。

※⑬～⑯、⑲については、証明書類などを添付または提示してください。  
※⑳の㉑については「医療費控除の明細書」、㉒については「セルフメディケーション税制の明細書」を添付してください。